

受付番号 第 号

2014年6月10日

時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員

寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号1番 答弁者 市長、総務課長

質問事項 収支報告書の不記載、虚偽記載、業者との不透明な関係について

《質問要旨》

林市長が、3年前の市長選挙の期間中に、市の条例に基づいて市民に配布した「選挙運動用ビラ」には、「約束を守る」「偽りの無い、不正を徹底的に排除する政治を推進」と自らの署名入りで書かれている。しかし、役所内外から聞こえてくる声は市長の偽りを指摘している。

ともかく、市民は、市長が清廉潔癖であることを願っている。そこで、市長の行為の法律適合性、倫理の順守や透明性、公正性について問う。

（前提－１） 「政治団体の収支報告書」の「不記載」「虚偽記載」

政治団体（いわゆる後援会）は、政治資金規正法第12条の規定により、1月1日から12月31日までの収入や支出を翌年3月31日までに都道府県選挙管理委員会に報告する義務がある。記載の仕方には大原則がある。その際、領収書等を徴し難い事情があったときの記載方法も規定されている。

総務省の「政治団体の収支報告の手引」は次の通り（岐阜県選管の解説も同旨）。

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受をいう。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供など、これを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされている。

東京都選管の解説は次である。

「陣中見舞など選挙運動のためのいっさいの寄付を指し、名目について特定の規定はない。公選法に基づき、選挙運動収支報告書に記載する必要がある。」

この「政治団体の収支報告書」の「不記載」「虚偽記載」については同法25条で「5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金」とされている。

林市長は、部長辞職（H22年12月末）後に政治団体を設立し（同年12月27日）、H23年2月18日にその収支がゼロと報告され、2年目の収支報告は市長就任（H23

年4月)から約1年後のH24年3月28日にされている。

(前提-2) 「選挙運動収支報告書」の「添付書面の未提出」、「虚偽記載」

「選挙」の収入や支出については、公職選挙法第189条の規定により、15日以内に当該選挙管轄の選挙管理委員会に選挙運動収支報告書を提出する義務がある。記載の仕方には大原則がある。支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときの記載方法も規定されている。

この「選挙運動収支報告書」の「添付書面の未提出」、「虚偽記載」は、同246条で「3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金」とされている。

林市長の選挙運動収支報告書は、H23年5月9日、17日、6月17日に提出されている。

(前提-3) 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例

市民の直接請求運動を受けて、当時の市長(林氏は総務部長だった)が議会に提案して可決成立した「山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例(H20年3月25日 条例第20号)の第1条は、「政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清潔な市政の発展に寄与することを目的とする。」としている。

同第3条(政治倫理基準等)において、次を規定している。

- | |
|--|
| <p>1 議員及び市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正行為及びその疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>(6) 市及び特定団体から委託され、又は補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならない。</p> <p>(8) 政治活動は、公正かつ清廉に行うものとし、政治資金規正法及び公職選挙法を遵守し、寄附する者が特定の個別利益を期待する寄附等は決して受けてはならない。</p> <p>2 議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p> |
|--|

(前提-4) 市の印刷業務の請負会社

「ヨツハシ株式会社」(四橋印刷(株)とヨツハシ(株)の合併新会社)(以下「ヨツハシ」という)は、市が自治体合併したH15年度からH25年度まで11年間のうち8年間分の「広報 やまがた」を印刷する業務を請け負ってきた。この間の印刷費委託料約6600万円のうちの8割以上の約5400万円を占める。しかも、今後についても「2年

契約済み」でH27年度まで契約している。

しかも、同社は、市の広報のほか、合併後の市の総務・企画・財政分野に限ってみても、冊子的な印刷物をたくさん請け負っている。例えば、市の総合計画、市勢要覧、男女共同参画プランなどの市の重要施策のとりまとめのほか、予算書や決算書などでの26件で約5万3000部、約1660万円であり、多くが随意契約である。

このように、山口市とは極めて関係が深い業者である。

林市長は、職員時代からの深い付き合いだ。

（前提－５） 選挙に精通した専門家の存在

先の3月議会のこの議場での私の一般質問のうち「違法な選挙運動や地位利用」の中で、市長に次の旨を質問した。「リーフレットなど印刷物は、作成に時間がかかる。どういう内容、どういう文章、どういう政策を取り上げるかというようなことを、誰が考えてあなたに提案したか。職員がかかわっているならそこも」と。

市長の答弁は、「リーフレットの作成につきましては、退職後、それなりに選挙に精通した専門家の方の御意見を、私の思いを伝えながら、そういったアドバイスをいただいて作成をいたしました。」とのことだった。

さらに、私は次の旨を質問した。「これは、1カ月じゃ絶対にできない。特に林さん、選挙は初めてですから。なれている人でも1カ月ではできない。これは16ページ、カラー。これはいつごろ、どこでつくったのか。」

市長の答弁は、「リーフレットやら、厚い政策的なことを書いたもの。双方同じような形で、同じ段階で、専門的な方の御意見をいただきながらつくった。かなり専門的にかかわってみえる方。」と答弁した。

以上を前提に質問する。

◆質問一 1 収支報告書の記載方法

まず、選管書記長である総務課長に「一般論」として問う。

「寄付」、「役務の無償提供」や「領収書のない場合」の「政治団体収支報告書」及び「選挙運動収支報告書」の記載の仕方の義務付けと罰則はどのようなか。

候補者の選挙（事務所）にかかる「陣中見舞」、「生花や飲食物」などの「選挙運動収支報告書」の記載の仕方はどのようにすべきなのか。

先に引用した総務省や県選管、都選管の見解と異なるならその理由も示されたい。

◆質問一 2 陣中見舞、生花などの不計上

選挙にはたくさんのお酒や花などが差し入れられるのが通常だ（私は、政治活動においても、選挙期間においても、すべてお断りしている）。場合によっては現金の寄付も届く。だが林氏の後援会の収支報告書には、自己資金としての「寄付金350万円」以外に何の記載もない。

次に、選挙運動収支報告書は、「自己資金313万1584円、5万5259円、13万5999円」のほか、「寄付28万6532万円、林ひろまさ後援会・事務所借上料無

償」との記載以外に、寄付も無償提供なども何もない。

「領収書等を徴し難い事情」は、「事務所借上・待後援会からの寄付」以外に記載は何もない。

市長は長く選管の書記長をしていたから、報告書の書き方を知らなかった、という弁明は通用しない立場だ。

以上の陣中見舞、生花などに関する「選挙運動収支報告書」の「添付書面の未提出」、「虚偽記載」について、このことは、公職選挙法第189条、倫理条例第3条1項(8)に違反しているのは明らかだ。

倫理条例第3条2項及び社会通念に照らして、事実関係、違反についての見解、責任を明らかにされたい。

◆質問一 3 後援会事務所費の不計上

前項のとおり、林ひろまさ後援会は林候補に市長選の事務所として「無償提供」している。そもそも、後援会は、土地・建物を所有していない。それにもかかわらず、市長就任から約1年後の**H24年3月28日**に提出された政治団体収支報告書において、選挙前（つまりH23年3月4月頃）の後援会事務所の借り上げ料の計上もなく、寄付あるいは無償提供としての計上もないのは、「政治団体の収支報告書」の「不記載」「虚偽記載」だから、政治資金規正法第12条、倫理条例第3条1項(8)に違反しているのは明らかだ。

倫理条例第3条2項及び社会通念に照らした、事実関係、違反についての見解、責任を明らかにされたい。

◆質問一 4 政治団体収支報告書への選挙専門家の委託・報酬の不計上

林氏の市長選挙（H23年4月）前後の後援会の収支報告などを点検すると、後援会の印刷物はヨツハシが請け負っていた。

ちなみに後援会の収支報告の明細は、機関誌の発行、宣伝事業費の政治活動費として「まちづくりビジョン印刷費47万2500円」、「入会のしおり印刷費33万6000円」、「ポスティング代25万7727円」など7項目であり、すべてヨツハシで合計136万5586円である。

先の「かなり専門的な方」は、いわゆる「選挙プランナー」だと私は聞いている。ともかく、その「選挙に精通した専門家」から「専門家としての役務の提供」を受けたのだから、ボランティアでは通らず、業務委託料もしくは報酬が支払われなければいけない。しかし、市長の後援会の収支報告書には、「委託料」「報酬」あるいは、「印刷物作成業務費」は、先のヨツハシ以外、何も記載されていない。

仮に、「労務は寄付された」と無償労働だったとしても、それは、専門家の仕事だから「相応の金額」を「寄付金」として計上すべきことは明らかだ。しかし、その「寄付」も「無償提供」の計上もない。

「領収書等を徴し難い事情」の記載は皆無である。

「選挙に精通した専門家」に関する収支を計上しなかったことには確信犯的な悪意、不正の意図があるのは明らかだ。

ともかく、**政治団体収支報告書の「不記載」「虚偽記載」**が政治資金規正法第12条の規定に違反するのは明らかだ。しかも、倫理条例第3条1項(1)(8)に違反している。

倫理条例第3条2項の趣旨及び社会通念に照らして、事実関係を回答し、違反について
の見解を述べ、その責任を明らかにされたい。

◆質問一五 選挙運動収支報告書への選挙専門家の委託・報酬の不計上

選挙の収支報告をみても、同様に印刷物はヨツハシが請け負っていた。

次に、選挙運動収支報告書の印刷費の明細は、「葉書印刷代17万6400円」、「運動用チラシ代16万4640円」、「ポスター代16万8000円」の3項目、すべてヨツハシで合計50万9040円である。

「領収書等を徴し難い事情」は、「事務所借上・待後援会からの寄付」以外に記載は皆無である。この専門家に関して、全問同様に、委託料も報酬も、寄付も無償提供も計上がない。「領収書等を徴し難い事情」の記載は皆無である。

選挙運動収支報告書の「添付書面の未提出」「虚偽記載」が公職選挙法第189条の規定に違反するのは明らかだ。しかも、倫理条例第3条1項(1)(8)に違反している。

倫理条例第3条2項の趣旨及び社会通念に照らして、事実関係を回答し、違反について
の見解を述べ、その責任を明らかにされたい。

◆質問一六 市の印刷業務の請負業者に後援会と選挙関係文書を印刷、配布させた

林氏の市長選のための政治活動のリーフレットや政策集を印刷した「ヨツハシ」は、市長選後のH24年3月1日の5社参加の「広報 やまがた」委託業務の入札において、3年ぶりに復活したという事実もある。

市の印刷物の中心的な受託業者は、印刷物のデータや手法を市の業務で保有している。この業者に自らの後援会及び選挙運動の各種の文書、資料を作成させたことは、その基礎データや手法を林氏の政治家個人としての自らの印刷物への再利用、もしくは効率的に利用しようという意図の存在は明白である。

倫理条例第3条1項(1)(6)の趣旨に違反しているのは明らか。

前問同様に、倫理条例第3条2項及び社会通念に照らして、事実関係とその責任を明らかにされたい。

以上

自治体合併後・「広報 やまがた」の印刷会社の状況						
				2014年6月2日の寺町知正の求めに対して、市が調査し、6月9日に交付された調書 (太字は寺町が加筆)		
自治体合併後・「広報 やまがた」の印刷会社の状況						
年度	契約者	指名業者の一覧	入札日	年間の印刷製本費	備考	ヨツハシ(株)のみの年間の印刷製本費
15	ヨツハシ(株)	—	平成15年4月1日	10,408,125円	随意契約	10,408,125円
16	ヨツハシ(株)	日本印刷(株)、(株)チューキョー、西濃印刷(株)、タナカ印刷、(株)太洋社	平成16年3月25日	9,306,108円	指名競争入札	9,306,108円
17	ヨツハシ(株)	日本印刷(株)、(株)チューキョー、西濃印刷(株)、(株)太洋社	平成17年3月29日	8,994,264円	指名競争入札	8,994,264円
18	ヨツハシ(株)	サンメッセ(株)、(株)チューキョー、西濃印刷(株)、(株)太洋社	平成18年3月29日	7,971,254円	指名競争入札	7,971,254円
19	ヨツハシ(株)	サンメッセ(株)、(株)チューキョー、西濃印刷(株)、(株)太洋社	平成19年3月23日	5,157,810円	コンペ方式	5,157,810円
20	サンメッセ(株)	西濃印刷(株)、(株)中広、(株)太洋社、(株)コムラ	平成20年3月27日	5,451,705円	指名競争入札	
21	ヨツハシ(株)	サンメッセ(株)、西濃印刷(株)、(株)中広、(株)太洋社、(株)コムラ	平成21年3月24日	4,313,736円	指名競争入札	4,313,736円
22	(株)イナバ印刷社	ヨツハシ(株)、サンメッセ(株)、西濃印刷(株)、(株)中広、日本印刷(株)	平成22年3月23日	3,735,396円	指名競争入札	
23	(株)イナバ印刷社	ヨツハシ(株)、サンメッセ(株)、西濃印刷(株)、(株)中広、日本印刷(株)	平成23年3月24日	3,464,916円	指名競争入札	
24	ヨツハシ(株)	サンメッセ(株)、西濃印刷(株)、(株)中広、日本印刷(株)	平成24年3月1日	4,004,910円	指名競争入札	4,004,910円
25				3,759,210円		3,759,210円
26	ヨツハシ(株)	サンメッセ(株)、西濃印刷(株)、(株)中広、日本印刷(株)	平成26年3月25日	—	指名競争入札	—
27				—		—
				66,567,434円		53,915,417円

合併後の市の総務・企画・財政分野において「ヨツハシ株式会社」が作成（進行中を含む）した、〇〇計画、〇〇要覧などの冊子的な印刷物の概況							
					2014年6月2日の寺町知正の求めに対して、市が調査し、9日に交付された調査書（太字は寺町が加筆）		
印刷物などの名称	年度	内容の要点	作成部数		配布範囲	委託料	入札／随契
平成15年度一般会計本格予算書	15	予算書		150	市議会議員、部課長、図書館、閲覧用等	231,000	随意契約
平成14年度成果説明書	15	決算に伴う成果説明		120		144,900	随意契約
平成16年度一般会計予算書	15	予算書		160		243,600	随意契約
平成15年度成果説明書	16	決算に伴う成果説明		150		121,275	随意契約
平成17年度一般会計予算書	16	予算書		150		243,600	随意契約
平成18年度一般会計予算書	17	予算書		150		196,650	随意契約
平成19年度一般会計予算書	18	予算書		140		186,200	随意契約
平成25年度一般会計予算書	24	予算書		100		141,750	随意契約
平成26年度一般会計予算書	25	予算書		100		123,900	随意契約
過疎地域自立促進計画書	15	過疎計画		100		市議会議員、部課長等	68,250
全国都市再生モデル調査概要書	15			250	市議会議員、部課長等	451,500	随意契約
全国都市再生モデル調査報告書	15			250	市議会議員、部課長等	417,900	随意契約
過疎地域自立促進計画冊子	16	過疎計画		100	市議会議員、部課長等	66,150	随意契約
第1次山形市総合計画書及びダイジェスト	17	計画書	計画書	1,000	市議会議員、部課長等	2,436,000	入札
			ダイジェスト	15,000			
男女共同参画プラン	19	計画書	パンフレット	10,000	市内全戸配布等	766,500	随意契約
			プラン	300	市議会議員、部課長等		
市勢要覧作成	15	市の情勢や現況を写真や図などを使ってわかりやすくまとめた冊子		1,000	市内全戸配布、視察者など	2,100,000	コンペ／随意契約
市勢要覧作成(繰越し分)	16		14,000	4,200,000			
市勢要覧「資料編」印刷	18		200	102,900	随意契約		
市勢要覧作成	20		1,000	視察者など	2,173,500	コンペ／随意契約	
市勢要覧(H20分)増刷	22	1,000	420,000				
市勢要覧(H20分)増刷	23	1,000	498,750	随意契約			
市勢要覧(H20分)増刷	24	3,000	視察者など	494,550	随意契約		
名山めぐり事業ガイドブック増刷	24	H25から本格実施する同事業を広くPRし登山客誘致を図るためのガイドブック		3,000	市内公共施設及び岐阜市近郊大型スポーツ用品店	303,975	随意契約
自主防災組織活動マニュアル	17	自主防災組織の必要性と活動例を紹介		600	市内自治会	481,950	随意契約
				53020		16,614,800	